

平成 26 年 10 月 3 日

郵政民営化委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

郵政民営化に関する意見について

平成 26 年 9 月 1 日付で意見募集がございました標記の件について、これまでの郵政民営化に対する評価、および今後の郵政民営化への期待に関する当協会の意見を別紙のとおり提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

1. 全銀協のこれまでの主張

私どもはかねてより、郵貯事業改革の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことにあると主張してまいりました。

この点をしっかり実行いただくためには、ゆうちょ銀行の完全民営化にかかる具体的な計画を早期に示すことが不可欠であり、これまでもその取組みを求めてきたところです。また、郵政民営化法の改正に際しての附帯決議においても、日本郵政株式会社が保有するゆうちょ銀行の株式全部処分に向けた具体的な説明責任を果たすことが求められています。

その上で、ゆうちょ銀行が新規業務に参入するにあたっては、計画で示される完全民営化の確実な実行が担保されるとともに、経営の抜本的な効率化と民間企業としての内部管理体制の整備を徹底することが、最低限必要であり、個別業務ごとの新規参入の是非は、公正な競争条件の確保や適正な経営規模への縮小等を総合的に検討し、判断する必要があると、繰り返し主張してまいりました。

経営規模については、ゆうちょ銀行の巨大な規模は、過去に官業として規模を拡大してきた結果であり、民営化された現時点においても定額貯金による調達と国債による運用という偏重した構造から巨大な金利リスクを抱えていると考えます。さらに、巨大な規模であるがゆえに自らの行動が市場に大きな影響を及ぼすことから、民間金融機関として適切なリスクコントロールを行うことが困難である等の問題があり、ゆうちょ銀行が民間金融機関として持続的に経営の健全性を確保するためには、適正な規模への縮小が不可欠であること、特に、預入限度額引き上げはこうした方向性に逆行することを、これまで申し上げてきたところです。

2. これまでの郵政民営化に対する評価

足元の郵政民営化に関する動きとしては、平成 26 年 6 月に財政制度等審議会が「日本郵政株式会社の株式の処分について」の答申を公表し、同年 8 月には日本郵政株式会社株式の売出し準備として、主幹事証券会社の選定手続が開始されています。

政府が現在保有する日本郵政株式会社の 3 分の 2 未満の株式については郵政民営化法により早期処分義務が課されているほか、復興財源確保法により、東日本大震災の復旧・復興財源に充てることとされており、財政制度等審議会による答申は、その実現に向けた第一歩であると理解しています。

一方で、ゆうちょ銀行を含む金融 2 社の株式売却のスケジュールやその方法等についての具体的な計画は今後の議論として、現段階では示されておりません。

また、ゆうちょ銀行の新規業務については、平成 24 年 12 月に貴委員会が金融庁長官および総務大臣あてに提出された「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務（個人向け貸付け、損害保険募集及び法人向け貸付け）に関する郵政民営化委員会の意見」の内容は、一定の条件付きでゆうちょ銀行の貸付け業務への参入を認めるものとなっています。加えて、平成 26 年 2 月に日本郵政株式会社が公表した「日本郵政グループ中期経営計画」でも、認可申請中としながらも、主要施策として融資業務の本体参入が盛り込まれています。これらの動きには、これまでの私どもの主張、すなわち、ゆうちょ銀行の完全民営化にかかる具体的な計画を早期に示すことが不可欠であり、ゆうちょ銀行が新規業務に参入するにあたっては、その計画で示される完全民営化の確実な実行の担保が最低限必要であるという考え方が反映されているとは言い難い状況にあります。

3. 今後の郵政民営化への期待

繰り返しになりますが、私どもはかねてより、郵貯事業改革の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことにあると主張してまいりました。特に、ゆうちょ銀行が新規業務に参入するにあたっては、完全民営化にかかる具体的な計画を早期に示したうえで、その計画で示される完全民営化の確実な実行が担保されるとともに、経営の抜本的な効率化と民間企業としての内部管理体制の整備を徹底することが、最低限必要であると考えております。

また、預入限度額に関しては、「当面は引き上げない」ことが改正郵政民営化法の附帯決議に盛り込まれており、現状その内容が遵守されておりますが、引き続き、政府関与が残る期間は、その限度額が引き上げられるべきではないと考えております。

郵政民営化法では「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」といった理念が掲げられています。私どもとしては、貴委員会および関係当局において、こうした郵政民営化法の基本理念に則り、長期的な国益を十分に踏まえた深度ある審議・検討が行われ、郵貯事業改革が本来の目的に沿って進められることを強く希望いたします。

以上